

本を読む

東京都立晴海総合高等学校 キャリアカウンセラー

千葉吉裕

「読書の秋」。

陽が短くなり、夜も野外で過ごすには涼しくなってきました。屋内で灯火のもと、読書でもしませんか。しかし、最近の子どもたちは、家に帰ってから、やることに事欠かない状況。お稽古ごと、ゲーム、インターネット、メール、テレビ、DVD、お勉強……。さて、趣味に読書をしているという高校生はどれほどいるのか心配になってしまいます。

その心配どおり、今、本を読まない生徒が多く、読書の推進が求められているのです。ただ、このことは、最近に始まったことではないようです。読書に関する調査をインターネットで調べてみると、ここ数年で急に読書をしなくなっただけではありません。この子どもたちの未読を解決するため、子どもたちに読書習慣を身につけさせるようさまざまな取り組みが行われています。しかし、多くの人を巻き込むようなムーブメントになっていないのが現状です。

一つデータを紹介します。平成23年9月2日、文部科学省から、『国民の読書推進に関する協力者会議』報告書』が発表され、その中に、国民の読書の現状などが示されています。世界の高校生を対象に行われたPIISA調査(2009年)によれば、「趣味で読書をするのではない」という回答は、OECD平均の37.4%に比べ、日本は44.2%と多く、日本の高校生が自主的に読書を行っていない実態が明らかになっています。数学や理科のリテラシーの結果から学力低下などで、国際比較

でしばしば示されるPIISA調査ですが、知的関心が乏しいのでは、学力などがあがるはずがありません。理科や数学のリテラシーを伸ばすために、もっと入試問題を解けるような勉強をさせようとしても、肝心の字が意欲が低くでは、どうしようもありません。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」という法律をご存じでしょうか。平成13年12月12日に施行された法律で、国や地方自治体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を負っています。国やそれぞれの地方自治体から、子どもたちに本を読ませるよう指針が示されており、文部科学省の「子どもの読書活動推進ホームページ」に、策定状況などが紹介されています。

この法律では、保護者の役割も明文化してあります。「第八条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」というように、子どもたちに読書習慣を身につけさせなければならぬのです。

さて、子どもたちに読書を勧めようではありませんか。国も、自治体も、学校も、保護者も、みんな、本を読む環境を整備しましょう。

高等学校では、読書環境を整備するために、学校図書館の充実を図っています。教育の基準が示される学習指導要領には、「主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用」と例示して、学校図書館を活用するよう促しています。その例示の解説には、「生徒が、学び方

を学び、勉強することの楽しさを実感したり、自分にふさわしい学習方法を見出し、学習の悩みを克服するなどして、学習に意欲をもって取り組むよう、また、学校図書館を積極的に活用する」と記されています。

この文言通り、ある学校の図書館には、いつも生徒が一杯で、自主的に勉強しているとのこと。とてもいいことではないかと思われるかもしれません。しかし、未読率も高く、図書貸出し件数も少ないとしたら、どうでしょうか。図書館を受験勉強の自習室として利用しているのです。進学校を自称する学校に、このような高等学校が時々見受けられます。言うまでもなく、学習指導要領の意図は、生徒の読書環境の充実です。自習場所の確保ではありません。

かつて大学進学志望の生徒が、読書を趣味とするのは当たり前だっと思えます。しかし、今、読書もしない生徒が大学に進学する時代になってしまいました。大学に不勉強な学生が増え、もっと勉強してこいと訴える大学教員がたくさんいます。高校生はその言葉に答えるように、学校図書館を利用して、一生懸命、受験勉強をしていることを是非、理解してほしいと思います。一点刻みの点数で、少しでも得点できるように努力している高校生が大勢いるのです。果たして、これで賢くなるのでしょうか。

さて、皆さん、読書をしましょう。高校生の手本になるように。そして、賢い日本を作りましょう。